

| 例 規 名 | 富士見市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
|---------|---|
| 制 定 趣 旨 | <p>令和3年5月19日に公布されたデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）附則第41条に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正並びに同日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）第55条に規定する番号法の一部改正及び整備法附則第2条の規定による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の一部を改正するものです。</p> |
| 制 定 内 容 | <p>(1) 整備法附則第2条の規定により、富士見市個人情報保護条例第2条第5号で独立行政法人等の定義に引用していた独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるため、独立行政法人等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定義に合わせて再定義するもの</p> <p>(2) デジタル庁設置法施行に伴う番号法の改正により、情報提供ネットワークシステムの管理が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更となるため、富士見市個人情報保護条例第30条の2に規定している通知先を、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めるもの</p> <p>(3) 番号法第19条に第4号が追加されることに伴い、富士見市個人情報保護条例第30条の2に規定する番号法第19条第7号及び第8号の引用部分について、それぞれ1号ずつ繰り下げるもの</p> |
| 施 行 日 | <p>(1) 整備法附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条の規定に限る。）の施行の日</p> <p>(2) 及び(3) 公布の日</p> |

富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第30条の2 実施機関は、第28条第1項の規定により保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第30条の2 実施機関は、第28条第1項の規定により保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> |